

議案第 6 3 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 1 6 条中「、第 4 6 条及び第 4 6 条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第 4 6 条」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

障害者自立支援法等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。